

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
たるときは、
その翌日)

目 次

◆ 条 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(職員課)

公布された条例のあらまし

◆ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 議会の議長、副議長及び議員の報酬並びに知事の給料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

知事	議会の議員			現 行	改 定 後
	議長	副議長	議員		
月額 一、二〇〇、〇〇〇円	月額 七三〇、〇〇〇円	月額 七八〇、〇〇〇円	月額 九〇〇、〇〇〇円		月額 一、二八五、〇〇〇円

二 一以外の特別職の職員(選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人を除く。)の報酬又は給料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

区 分	職 名	報酬又は給料の額	
		現 行	改 定 後
出 納 知 事	知事	月額 九四〇、〇〇〇円	月額 一、〇〇五、〇〇〇円
	副知事	月額 七九〇、〇〇〇円	月額 八四五、〇〇〇円
教 育 委 員 会 の 委 員	委員長	月額 二二〇、〇〇〇円	月額 二二五、〇〇〇円
	委員	月額 一七〇、〇〇〇円	月額 一八五、〇〇〇円
	委員	月額 一七〇、〇〇〇円	月額 一八五、〇〇〇円
	委員	月額 一七〇、〇〇〇円	月額 一八五、〇〇〇円
選 挙 管 理 委 員 会 の 委 員	委員長	月額 一六〇、〇〇〇円	月額 一七〇、〇〇〇円
	委員	月額 一二五、〇〇〇円	月額 一三五、〇〇〇円
監 査 委 員	議長	月額 九五、〇〇〇円	月額 一〇五、〇〇〇円
	委員	月額 二五〇、〇〇〇円	月額 二七〇、〇〇〇円
人 事 委 員 会 の 委 員	委員長	月額 二二〇、〇〇〇円	月額 二二五、〇〇〇円
	委員	月額 一七〇、〇〇〇円	月額 一八五、〇〇〇円
地 方 労 働 委 員 会 の 委 員	委員長	月額 二二〇、〇〇〇円	月額 二二五、〇〇〇円
	委員	月額 一七〇、〇〇〇円	月額 一八五、〇〇〇円
収 用 委 員 会 の 委 員	委員長	月額 一四七、〇〇〇円	月額 一六〇、〇〇〇円
	委員	月額 七八、〇〇〇円	月額 八八、〇〇〇円

海区漁業調整委員会の委員	会 長	月額	五六、〇〇〇円	月額	六〇、〇〇〇円
	委 員	月額	五〇、〇〇〇円	月額	五三、〇〇〇円
内水面漁場管理委員会の委員	会 長	月額	五二、〇〇〇円	月額	五三、〇〇〇円
	委 員	月額	四五、〇〇〇円	月額	四六、〇〇〇円
公安委員会の委員	委 員 長	月額	二二〇、〇〇〇円	月額	二二五、〇〇〇円
	委 員	月額	一七〇、〇〇〇円	月額	一八五、〇〇〇円
専 門 委 員	一日につき	九、五〇〇円	一日につき	一〇、五〇〇円	
	一日につき	〇〇〇円以内	一日につき	〇〇〇円以内	
附属機関の委員その他の構成員	一日につき	九、五〇〇円	一日につき	一〇、五〇〇円	
	一日につき	〇〇〇円以内	一日につき	〇〇〇円以内	

三 この条例は、公布の日から施行し、平成八年一月一日から適用することとした。

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「九〇〇、〇〇〇円」を「九六〇、〇〇〇円」に、「七八〇、〇〇〇円」を

「八三五、〇〇〇円」に、「七三〇、〇〇〇円」を「七八〇、〇〇〇円」に、「二〇〇、〇〇〇円」を「二二八五、〇〇〇円」に、「九四〇、〇〇〇円」を「一、〇〇五、〇〇〇円」に、「七九〇、〇〇〇円」を「八四五、〇〇〇円」に、「二一〇、〇〇〇円」を「二二五、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「一八五、〇〇〇円」に、「一六〇、〇〇〇円」を「一七〇、〇〇〇円」に、「二二五、〇〇〇円」を「二三五、〇〇〇円」に、「九五、〇〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、「二五〇、〇〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に、「二四七、〇〇〇円」を「二六〇、〇〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に、「五六、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「五二、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成八年一月一日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。